

県南広域振興局長告示第 235 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、藤沢土地改良区（藤沢町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 9 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

理事

小野寺 功 東磐井郡藤沢町藤沢字黒石 34 番地